

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 21.5.27 第 171 回国会第 12 号

5月27日(水)、第12回の委員会が開かれました。

- 1 国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参議院提出、参法第7号)
- ・発議者参議院議員鈴木寛君(民主)及び大島九州男君(民主)並びに塩谷文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

池坊保子君(公明)

- ・本法律案の提案理由説明において、高等学校等の教育機関が準義務教育的な役割を担っているとして、高等学校教育を義務教育化する意向の有無について、発議者の見解を伺いたい。
- ・本法律案において対象となるのは高等学校に子どもを通わせている保護者であるが、さらに、私立中学校へ子どもを通わせている保護者に対しても同様な支援が必要だと思うが、発議者の見解を伺いたい。
- ・就学支援金が授業料以外に使われる可能性がある中で、学校ではなく保護者に支給する理由について、発議者に伺いたい。
- ・就学支援金の支給を行うのは市町村とされているが、市町村における事務処理経費の積算金額を伺いたい。また、通学区域が広範囲となる高等学校生徒の通学状況の把握等円滑な事務処理が可能なのか、発議者の見解を伺いたい。

福田峰之君(自民)

- ・就学支援金の支給について、恒久財源の見込みをどう考えているのか。また、支給経費を4,500億円とした積算根拠について、発議者に伺いたい。
- ・経済的に豊かな生徒の保護者にも一律に就学支援金を支給することとする本法律案では、教育格差が拡大することとなるのではないかと、発議者の見解を伺いたい。
- ・高等学校へ通う同じ世代において、通学して就学支援金を受給できる人がいる一方で中学卒業後、社会人として税金を納める人がいることについては不公平感があるのではないかと、発議者の見解を伺いたい。
- ・厳しい経済状況において、限られた財源を教育にどう使うのか。高校より、まず、幼児教育の無償化を検討すべきと考えるが、発議者及び大臣の見解を伺いたい。

石井郁子君(共産)

- ・公立高等学校の授業料はほぼ地方交付税単価によって決定されるため、地方交付税の単価が月額9,900円(年額118,800円)であるのは高いと考えており、これが0円になれば本法律案は必要ないと思うが、発議者の見解を伺いたい。
- ・日本高等学校教職員組合の調査によると、授業料・入学金等学校納付金の平均は年額118,800円を上回るため依然として自己負担が必要であり、支給額の引き上げが必要と考えるが、発議者の見解を伺いたい。
- ・私立高等学校の場合、年収500万円以下の世帯に対して標準額の2倍(約23万円)を支給しても、教育費支出額はそれを大きく上回る。支給額の引き上げの必要があると考えるが、発議者の見解を伺いたい。
- ・昨年4月に日本共産党は、私立高等学校授業料減免の拡充策として「年収500万円以下の世帯で全額免除、年収800万円以下の世帯で一部減額」を提案しているが、私立高等学校に通う生徒のいる世帯のうち、年収500万円以下の層は約10万人程度、全体の10%と推計されており、この範囲であれば全額免除も可能ではないかと考えるが、発議者の見解を伺いたい。

日森文尋君(社民)

- ・高等学校等への進学率が98%に達し、高等学校等が準義務教育的な役割を担っている状況において、その義務教育化も選択肢として考えられるのではないかと、大臣及び発議者の見解を伺いたい。
- ・授業料負担の大きさから、高等学校等への進学を断念せざるを得ない生徒がいる中で、中等教育について、無償教育の漸進的な導入を明記している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)第13条第2項(b)の批准を日本が留保している理由について政府に伺いたい。また、発議者の見解を伺いたい。

- ・就学支援金の支給方法について、学校への交付金という方法も考えられる中で、市町村長を通じた保護者への支給とした理由について、発議者に伺いたい。
- ・生活保護制度においても、自立支援の観点から、生活困窮世帯に対し、公立の授業料相当額の給付が行われている中で、新たに授業料支援の制度を創設することによる二重支給の調整をどのように考えるか、発議者の見解を伺いたい。